

令和7年度_湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託

No	質問日	質問内容	回答
1	R7.8.27	実施要領8(6)の「協力会社等」の再委託の場合、業務の主たる部分の再委託は認めないとするが、この「主たる部分」をどの部分を指すか。	「主たる部分」は、成果の根幹に関わる業務の検討、分析、決定や委託者との調整などを想定しており、協力会社等が行いいう部分は、受託者から指示を受けた入力作業、資料収集など単純業務で、契約締結後あらかじめ委託者の承諾を得た範囲を想定しています。
2	R7.8.27	実施要領9(3)ウの提案部分は合計10枚とあるが、この枚数には、企画提案書の他に、業務工程表(任意様式)、参考見積書及び内訳書(任意様式)を含めるか。	業務工程表(任意様式)、参考見積書及び内訳書(任意様式)は、企画提案書に含めません。 企画提案書のみで10枚以内としてください。
3	R7.8.27	実施要領10(4)の本業務の業務責任者の出席は必須とあるが、統括責任者は、不在でもよいか。	説明にかかる権限を統括責任者から一任されている限りにおいて不在でも差し支えないものと考えます。統括責任者が出席する必要性については参加者側でご判断いただこうお願いします。
4	R7.8.27	仕様書7(1)ウの委託者から受託者着払いで送付となっているが、市民からの返信住所を受託者としてよいか。	回収率を向上させるなどの目的があることから、仕様書記載のとおり市民からの返信先は委託者とします。なお、補足となりますが、郵送等でなく受託者が湖西市役所へ来訪し直接引き取っていただくことは可能です。
5	R7.8.27	仕様書7(3)イの供給不足が見込まれない場合は、公営墓地等整備基本構想(案)策定は行わないとあるが、その場合の作業項目は、(3)イ、ウと考えてよいか。	供給不足が見込まれない場合の業務内容は7(3)についてはアまでであり、そこまでの受託業務に係る7(4)成果品一式を納めていただくことを想定しています。なお、補足となりますが、それにより発生しなかった業務については変更契約により減額することとなります。
6	R7.8.27	仕様書7(1)イの市民意識調査の対象者1,500名の抽出方法は決まっているのでしょうか、それとも効果的なアンケートの実施に向け抽出方法を提案できる余地はありますか。	抽出方法は決まっておりません。提案や契約後の協議の対象としますので、なぜその範囲とするのか根拠をもってご提示ください。
7	R7.8.27	仕様書7(3)アの需要予測により、墓地の総需要が減少した場合でも、例えば納骨堂など特定のタイプの需要が増加した場合には、基本構想(案)を策定すると考えてよろしいでしょうか。	本件は、市民意識調査等を経て受託者側から示される客観的資料や専門的な分析結果に基づき、委託者側で政策的に判断する部分と考えますので、現時点で確約は困難です。 一般論として、墓地、納骨堂などのタイプに関わらず市内埋葬先の不足が見込まれる場合には構想(案)の策定は必須と考えます。それ以外の場合は「市内埋葬先としての不足は見込まれないが、納骨堂等特定のタイプを公営で整備する必要性が明確に示された場合」に限り「策定を要する」と判断する可能性があり、その他は「策定不要」と結論付ける可能性が高いものと考えます。
8	R7.8.27	仕様書7(3)ウの基本構想(案)の策定において、(3)のイでは「事業費等」となっていますが、ウの(イ)では「概算工事費」となっています。「事業費等」は「概算工事費」に付帯費用等を含むものとなると考えますが、提案ではどこまでを含む必要がありますか。	7(3)イでいう事業費等は、「公営墓地等の形態、規模、場所、事業費等」という一体の文章であり、墓地等の整備を提案するにあたり最小の経費で最大の効果を得るためのあらゆる検討を行っていただく意味合いとなります。 ウ(イ)で記載する「概算工事費」とは、検討の結果採用することとなった構想(案)の実現に必要な「概算工事費」について積算しその内訳や根拠付けを求めるものとなります。なお、補足となりますが、これらは最低限の業務内容であり、これ以上の提案をしていただくことは差し支えありません。